

## 「後期高齢者医療制度」の中止等を求める意見書（案）

〇八年四月から、「後期高齢者医療制度」が導入されようとしています。この内容は、①75歳以上の人は、いま加入している医療保険を脱退、新しい「後期高齢者だけの医療保険」への組み入れ、さらに被扶養者からも保険料徴収、②年金で月額1万5千円以上の人は保険料を年金から「天引き」、それ以下の人は窓口納付となり、払えなければ保険証の取り上げ、③「後期高齢者」の診療報酬を「包括払い（定額制）」とし、保険が使える医療に上限をつけることが予想され、④終末期医療でも75歳以上の患者には特別な診療報酬体系を持ち込み、「過剰な延命治療を行わない」という誓約書の提出や、終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた場合には病院への診療報酬を加算し、いっそうの病院追い出しをすすめる等々、高齢者に「早く死ね」と言わんばかりの医療抑制です。さらに、この制度とともに70歳から74歳の医療費窓口負担が1割から2割に倍加することにもなります。

特に大阪府では、後期高齢者医療制度を審議する広域連合の議員定数はわずか20人と近畿の最低であり、そのため府下全市町村選出議員が一同に介することができず、大阪市と堺市以外は1年任期で持ち回りになっています。これでは府下全市町村の意見の反映ができません。また、保険料も未だに明らかにされず、私たちの試算では厚生労働省発表の月額6200円を遥かに超え、1万円前後と予想されます。

この過酷な状況に対して国民の批判が高まり、政府は、制度をそのままにしながら、被扶養者からの保険料徴収を6カ月凍結、70歳から74歳の2割負担は1年間凍結を検討されていますが、これでは何ら問題の解決にはなりません。

以上の点から、下記の事項を実現されるよう要望します。

### 記

1. 後期高齢者医療制度については、中止・撤回すること。
2. 大阪府広域連合の議員を、全市町村から最低1名以上選出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

（日本共産党提出）